

7月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和2年7月21日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、石原教育センター所長、錦一条高等学校校長、 【市長部局】 田村保育総務課長
開催形態	公開（傍聴人 3人）	
議題	1 教育長報告 （1）令和2年度7月補正予算要求額について 非公開 2 議案 議案第15号 （仮称）奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について 議案第16号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について 議案第17号 奈良市立図書館管理規則の一部改正について 3 協議事項 「奈良市の目指す教育について」	

	<p>4 その他報告事項</p> <p>(1)「学校再開後の生活調べ」及び再開後の状況について</p> <p>(2) アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応について</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和2年度7月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第15号 (仮称)奈良市立一条高等学校附属中学校の設置については、可決した。</p> <p>議案第16号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第17号 奈良市立図書館管理規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>「奈良市の目指す教育について」は、意見交換・協議した。</p> <p>4 その他報告事項</p> <p>(1)「学校再開後の生活調べ」及び再開後の状況については、報告を受けた。</p> <p>(2) アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応については、報告を受けた。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課、
議事の内容	
教 育 長	皆さん、おはようございます。 おそろいでしょうか。
教 育 部 長	教育長。本日、案件の関係者といたしまして、教育監、教育センター所長及び一条高等学校校長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	はい、結構です。 それでは、定例教育委員会を始めさせていただきます。 まず、事務局より、資料の説明についてお願いします。
事 務 局	本日の案件に関する資料につきましては、既に配付させていただいております資料のとおりです。

教 育 長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから、7月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、私と都築委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>令和2年6月定例教育委員会、6月30日開催の会議録署名委員は、私と梅田委員です。</p> <p>梅田委員、いかがでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>結構でございます。</p>
教 育 長	<p>案件に入る前に、本日は山出哲史様ほか2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、3名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、教育長報告1件、議案3件、協議事項1件、その他報告事項2件、計7件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（1）は、「議会の議決を経るべき案件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、教育長報告（1）は非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>まず、議案第15号「（仮称）奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について」審議いたします。本案件につきましては以前からご協議いただいております、6月の定例教育委員会においても協議事項のテーマ「奈良市における中高一貫教育校の設置について」として提示させていただきました案件に関する議案でございます。</p> <p>また、本案件につきましては、市民等に幅広く広報していただくべき内容のものであるべきことから、報道関係者の入室を許可しております。なお、撮影につきましては、議案第15号の冒頭の案件説明までを許可したいと思っておりますが、委員の皆様方、よろしいでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、報道関係者による会議の撮影については、議案第15号の冒頭の案件説明までとし、議案第15号の審議終了後は、退出していただきますようお願いいたします。</p>

それでは、議案第15号「(仮称) 奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について」教育政策課長より説明願います。

本議案は、一条高等学校に附属する中学校を設置し、6年間の中高一貫教育を実施しようとするものでございます。令和4年4月を目途とし、一条高等学校敷地内に、併設型の中高一貫教育校を開校する内容でございます。

1番の設置の意義・目的をご覧ください。

先が見通せないこれからの社会において、たくましく生き抜く子供たちを育てるためには、身の回りの課題を自ら見だし、その解決のために、多様な人々と納得解を得ながら創造する力が必要となります。そのためには、生涯にわたり主体的に学び続け、グローバルに活躍できる個人の育成が求められています。

新たな附属中学校では、座学だけでなく、自然の中や実社会などの教室とは違った環境や海外研修、そして企業人や地域で活躍する人々との交流等、学校内では得られない環境や出会えない人々の中での学びを、6年間の系統的なカリキュラムで展開していきたいと考えております。

また、これらの特色ある教育活動や実践を、ほかの市立学校と共有することで、奈良市教育全体の活性化と多様な教育の推進を図ります。

募集人員は、1学年2学級80名を予定しており、通学区域は奈良市全域を考えております。

入学に当たっては、入学適性検査等を資料とし、6年間のカリキュラムに対して、その適性或学ぶ意欲を総合的に判断いたします。

2ページのスケジュール(案)をご覧ください。

今後の予定としては、より良い教育実践を展開するために、学識経験者や既に中高一貫校を立ち上げられた方々をメンバーとした懇話会を開き、ご意見、ご示唆をいただきながら開校への準備を進めてまいります。その上で、教育委員の皆様協議や議決をいただきながら、入学適性検査の方法など詳細を取り決めていきたいと考えております。年度末には、保護者や学校関係者を対象にした説明会を開き、今後の方向性を示すことができると考えております。

令和3年度には詳細を詰め、募集要項を取りまとめたうえで、夏に発表し、募集要項説明会を経て募集を始めたいと考えております。年明けには、小学校卒業見込みの入学希望者を対象に適性検査を実施し、令和4年4月より、中1の2クラスから附属中学校の開校を目指します。

3ページのカリキュラム(案)をご覧ください。

今考えているカリキュラム(案)でございます。先ほど説明いたしました、設置の意義・目的の内容につきまして、学校の目的、目指す生徒像として、案を上げております。

目的は、6年間を通したものとするため、現在、一条高等学校が掲げております、「アクティビティズンであり、自由に生きることができる

「個人」の育成」としております。その目的に到達するための目指す生徒像を3つ挙げております。1つ目が、本物に触れ、自分のやりたい事とことん探求する生徒。2つ目が、奈良から世界へ羽ばたく志をもった生徒。3つ目が、豊かな体験活動により、人間性を高めた生徒でございます。これらの子供像の実現のため、6年間一貫したカリキュラムを計画しております。体験的、探求的な学びを軸に、高校受験のない6年間という時間を有効に活用しながら、豊かな体験と経験が本人の自信につながり、生徒らが自分の成長を実感できる中高一貫教育校としたいと考えております。

4ページの枠組みの年次進行（案）をご覧ください。

ここには、一条高等学校も併せた、今後の枠組みについての考えを示しております。附属中学校の開校を予定しているのは、令和4年4月、中学校1年生の2クラスが入学いたします。その3年後の令和7年4月には、附属中学校から上がる生徒が高校に入学いたします。令和9年には、中高一貫校の全体の形が出来上がる予定でございます。

現在的一条高等学校の規模は、1学年9学級で、3学年合わせて27学級でございます。令和9年の中高一貫教育校も、全体で27学級とすることを、現在考えております。

5ページ以降のリーフレットをご覧ください。

学校内容を説明するために、3ページのリーフレットを入れております。現時点で、要点を絞った形で作成したものでございます。当面の説明は、これを使用したいと考えております。

設置が決定次第、開校に向けた懇話会などを開きます。教育委員の皆様のご意見をいただきながら、詳細を決めていきたいと考えております。それ以降の参考資料は、これまで数多くの協議でお示しした資料の中から幾つかを選び、改めてお示ししたものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、この件について審議をしていきたいと思っております。

今、課長からも説明がありましたように、先月の6月30日には、このことの説明も踏まえ、委員各位から色々ご質問、またご意見もいただいたということでございます。今ありましたように、一条高等学校そもその改革については、平成25年から将来構想検討委員会を開催するなどして、協議を重ねてきました。高等学校の改革の一つとして、今年度の入学生より学科再編を行い、これまでの数理学科と人文学科を再編して、新たに普通科内に、科学探求コースをスタートさせているところです。そのことを含めて、さらなる改革として、私ども教育委員会としては、将来、奈良市で活躍する、世の中を変えていけるようなチェンジャーや、グローバルに活躍する人材を育てていくような中高一貫の教育を目指し、一条高校に併設する（仮称）一条高等学校附属中学校の

設置についても、特色ある教育をしっかり行っていきたいということで、学科の在り方についても教育委員の意見を聞きながら検討を進め、今日に至っているということでございます。昨年は、教育委員会においては、4回ご協議いただき、先月が最後の協議、そして今日は、その設置について最終議決をいただくという事務局からの説明の中身であったと理解をしております。

そこで、今まで議論を重ねていただき、一条高校の目指す教育も含めて奈良市の教育の中身も議論をいただいた中で、今日の（仮称）一条高等学校附属中学校の設置についての説明について、ご意見をお聞きし審議したいと思います。

それでは、各委員の方々からご意見等、よろしく申し上げます。

畑 中 委 員

これまで、一条高校の中での学科再編や附属中学校設立に向けての様々な議論もして、今回、こうしてカリキュラムなども提示され、見せていただいていたところですよ。

ところで、昨日、一条高校の生徒の皆さんの様子を見せていただき、改めて探求学習という言葉が何度も出てくるのですが、好きなことを探求していく力というのは、今後、強く求められていく力なのだなというふうに感じています。昨日も、探求学習の授業を見せていただいて、課題を探求していく中で、生徒自身をもっと学びたいであったり、こんな方法とか、こんなことがあるんじゃないかなというような意見が、生徒の中から引き出されてくるというような感じがしました。今までは、これからも当然必要なのでしょうが、やらなければならない課題、授業というのがどうしても優先され、生徒のやりたいことというのが、なかなか表に出せなかったという部分もあると思うのです。生徒が主体的に参加して、自分たちで作り上げていく授業であったり、学びというのが、一条高校生に既に芽生えつつあって、それがこの一条高等学校附属中学校でも、やはり求められていくのだなというように実感しました。本当に生徒の主体性が引き出されていて、居場所があるという一条高等学校附属中学校が、一条高等学校とともに、今後もそういう学校に繋がってほしいということ、すごく期待しております。

都 築 委 員

まず、先ほど説明をいただきました設置の意義・目的の中にも、「生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育の実現」、そして、「児童や保護者に新たな教育の選択肢を提供し」というところがございます。私も昨日は、畑中委員同様、一条高等学校の科学探求コースのちょうど科学探求活動の授業を拝見しましたが、やはり新しい形の教育、それが選択肢の一つとして入ってくるというのは、それは子供たち、生徒たち当事者にとって非常に大きなことであると思います。それも公立高校ということで、私立とか海外留学をするとか、様々な選択肢はあるとは思いますが、やはり地元の公立高校で、そういう新しい学びを手に入れること

ができるというのは、非常に大きな一つのチャンスだと思いました。昨日の授業ですが、まさしく答えのない授業、廃プラスチックの問題ですとか、フェアプレーとは何かでしたり、そういう答えのないものに対して、しかも単なるフリーディスカッションではなく、きちっと考え方、解決方法を見つけていく手法も学びつつ、授業を構成されて、先生方も力を入れてくださっているんだなということも感じました。

その中で、まさしく協同して、子供たち自身が主体的に答えを見つけていこうというその姿勢、まだ高校1年生の、入学してしかもコロナであまり授業を受けていられない状況の中ですが、やはり若い子たちというのはそういうチャンスがあれば、どんどん、どんどん持っているものを引き出していく力があるんだなということを感じました。

だから、まさしく生徒一人ひとりの個性、創造性を伸ばす教育、それが中学校という早い段階、本当にもっと自由な感受性を持っていて柔軟な心を持っている、そういうときから学んでいけるというのは、非常に本人たちにとっても、良いことではないかと思います。そういうところに一条高等学校附属中学校を設置する意味があるのではないかと、昨日、現場を見ても感じました。

柳澤委員

私も昨日は、一条高等学校の探求コースで、授業というよりゼミ、会話型グループ学習、いろんな言い方ができるのですが、おっしゃったように、コロナでほとんどみんな顔を合わせる学習の機会がなかったんですが、先生方のリーダーシップで、かなり積極的に協同して学んでいくプロジェクトを、しっかりと身につけているなと思いました。

6・3・3制とどう違うかということはあるかと思うのですが、つまり6年制じゃないとそれができないかという、必ずしもそうではないと思うのですが、やはりゆとりを持った6年間の中で、6年間を通して子供たちを育てていく。教員の側からするとですが、それは恐らく今までの中学校と一条高等学校という別の仕組みとは異なるものがあるかと思います。先生方には、今までは高校生という一応中学校で学業を終えた人たちを教えるということだったのですが、今度は小学校を卒業した子たちを、改めて今おっしゃった学びの最初のところを、興味を持って積極的にというところを、中学校1年生から取り組んでいく。これは非常に魅力的な新しい仕事かと思います。そういったところに、保護者の側から見ると新しい選択肢ができた。必ずしも進学校になるということではないので、個に応じた育ちが6年間、ちょっとゆっくり、あるいは先生方のしっかり目でやっていけるということです。創立70周年と聞いているのですが、70年たった現時点で未来を描くこととして、全校ではないのですが、部分的に中高一貫型に移行していくという流れは、学ぶ量がそもそもでいえば増えているのですが、それを単発の3年間で区切らずに通してやっていくことに関しては、カリキュラムやそれは大変時節柄に合った内容だと思っています。

梅田委員

私は、昨年度の協議には、参加いたしておりませんが、そこでの協議経緯は、記録を通して見せていただきました。長い時間をかけて、在り方について協議を進めてこられ、そのなかで、中高一貫教育の趣旨として、中高6年間を一貫しての計画的な教育課程でつないでいき、そう展開することによって、生徒の個性や想像力を伸ばすことができるという議論がございました。また、それと併せて、学校教育の中学校におけるところの複線化を図っていかうではないかという議論も行われております。何よりも、この教育によって、子どもたち、そして保護者の選択の幅を広げていくという意図を、中高一貫教育そのものについての意図ということ、この奈良市の中でどのように実現していくのかという議論が、一回ごとに非常に深い議論を行ってきていただいたように見させていただきました。その中において出てきた話を少し見ていくと、指摘としてあった中身というのは、一条高等学校は非常に人気校であるということではあるけれども、そのネームバリューというところに、そのまま座り続けているということだけではなく、より高みを目指しての高等学校の姿を示すことによって、余計に中学校の存在意義が出てくるのではないかという議論がございました。それから、小学校の子どもや保護者が納得できるような、そういう分かりやすい6年間の学びというものを、しっかり示していくことが必要だろうということも含めながら、一つひとつ丁寧な議論を積み重ねて、この時期に来ているように思います。先ほど課長の説明の中では、今後のスケジュール感も示していただきましたが、事務局として、一つひとつの疑義についても検討を行い、設置ということについて、しっかりとこれを決定し、一つひとつ前に進め、踏み出していけばいいのではないかと考えています。

教育長

各委員からも、昨日は、実際に一条高等学校の探求的な学習をご覧になって、実際に子どもの姿を見て、これが、これからの子どもたちの学びの姿なのだということ感じていただいたうえで、6年間の学びの中で、ゆっくりそれを学んでくれたら良いのではないかというような意見であったと思います。私も、今ご意見があったように、あらゆる面で、6年というスパンは、非常に継続性があるのではないかと考えています。簡単に言えば、部活動なんかは6年間同じメンバーで切磋琢磨して技術を上げていく。これを学習に置き換えれば、柳澤委員もおっしゃったように、受験という一つステップがない分、ゆとりを持って学ぶことが、比較的ゆとりを持って学校生活を送って、深い学びができるのではないだろうかというようなことも、私も考えています。それから、一つこれは議論いただく中で、逆に6年間というデメリットはないのだろうかというようなことも議論していただいている議事録を見たときに、やはり6年間環境が変わらないということのしんどさもあるのだろうかということもあったと思います。もう一つ、受験がないと

ということで、中だるみになると一般的に言われているといった議論もあったように思いますし、私自身もそう考えています。ただ、そういうことがあるのではないかということよりも、やはり、そこをしっかりと注意して見てあげて、今後カリキュラムを編成したり、また、識者を交えてのそういう議論をする場もつくるということで、生徒のそういう成長に目をしっかりと配って、学習環境や友達とか人間関係もしっかりフォローできる面倒見のいい6年間を通した学校づくりをしていかなければ駄目だと思います。

また、高校生と中学生は全く違うので、そういう意味では、中高がまさしく一つになって、教員が13歳から18歳までの子供をしっかりと一つのユニットとして、単位として見ていただくということが大事だと思っています。

それから、この6年間を通したときに、しっかり中高の6年間学んだことのメリットというか、自分の目指すべき思っていた学びができたということをしっかり先生が保障するために、カリキュラムがきちっと完成していないと駄目だと思っています。そういう意味では、出口が、それは、一つは大学の進学のことでもあろうし、それから自分がそのときに起業するという選択肢もあるだろうと思います。ただ、色々な選択肢の中で、自分がこの6年間学んだことが良かったという、やはり出口が、自分の思ったとおりだった、非常に良かったというように思えるような中高の学校になればいいのかなと思っています。これには、すごい夢があるなと思いましたので、ぜひこういう市民の期待に応えられるような子ども、生徒を育てられれば良いと思っています。

それから、奈良市では小中一貫教育というのは、しっかりやってきたと思っています。施設一体型は、田原、富雄第三、月ヶ瀬とありますし、次、開校を目指している平城西中学校も一体型です。

それと、今、中高という仕組みを一つ作り上げた。これを連続したら、幼児教育も含め、接続ということでは、小学校から高校までの大きな接続を一つ完成させているということで、非常に意義のある奈良市の特色のある教育ではないのかというように思っています。その中で（仮称）一条高等学校附属中学校だけがそうなのかということではなくて、これは、ほかの中学校にも、地域の特性とか学校の実態とか、色々なものがあると思いますので、それに合わせながら、しっかり目指すべき中身は同じですので、ここはぶれないように、その実態に応じてしっかり下ろしていくカリキュラムも、またそういうことでは各学校で研究いただくということが必要ではないかと思っています。それから、中学校ですので、今後、教員の異動があるので、そういう意味では、（仮称）一条高等学校附属中学校で学んだ先生方も、また、いずれ他の中学校に異動をしていく中で、また学んだことが他の中学校の中で広がっていくという可能性もあるわけです。そういうことでは、非常に期待の大きな仕組みであろうと私は今思っていますので、非常に長い時間、教育委員の皆様には

ご議論いただいたり、現場を見ていただいたり、それから、一条高等学校の目指すべき姿も含めてご議論いただいたところなので、私としては非常に期待が大きいし、設置を目指したいと思っています。

ほか、委員方々から、何か付け加えるご意見をいただければと思います。

柳澤委員

今、教育長のおっしゃったところで、気になるということではないのですが、ここの目的・趣旨のところ、最後のところで、いわゆる6年一貫校の存在が、市内の各校区の中学校教育に積極的に貢献できるという趣旨だと思いますが、6年間だから一条中学校ではできるけれど、3年間の中でそれをやれというのはなかなか無理じゃないのかというふうなことです。要は既設中学校との関係を、非常に連携がうまくいくような形で、見方によっては、一つの準モデル校的な役割を、一条高等学校とその附属中学校が担う。地域のそれぞれの中学校も、当然それぞれの学校は地域と連携して、特色ある教育をやっておられるのですが、一条附属の一つのやり方を取り入れることができるような形でないと、そちらは6年間だからできるんですというのは非常にまずいと思います。やはり6年一貫の中でこういったこと、その部分は3年制の中学校でも当然できると、そういったところがこの課題の一つです。

それから、もう一つは、特色ある形でやっていただいて、それはそれでいいと思いました。これは、今この問題を解決しないといけないということではなくて、教育長がおっしゃったように、今月か来月ぐらいに有識者の方に色々な意見を聞かれる。そのときに、その中で、ポジティブな意見だけではなく、かなり厳しい視点で意見をいただくことも必要ではないかと思います。それも、あえて申し上げると、6年後を待たずに3年目ぐらいで中間評価を入れる。6年後に本格的な評価を入れる。国立大学等では附属も含めてやっているのですが、教育委員会が見て、良いところ、悪いところというほかに、第三者とは言いませんが、やはり教育課程が適切に運ばれているか、やはり一貫校としての学校評価ができるようなシステムを制度としてしなさいということではないのですが、振り返って次の3年間の教育目標を少し見直す。また、恐らく学習指導要領もかなり改訂のテンポが速くなるのではないかと思いますので、それを受け身に捉えるのではなく、常にウオッチしながらというのが、校長先生たちのミッションの一つかなと思っており、その辺が今後の課題だと思います。

教育長

柳澤委員のご指摘ですが、先ほど私も申しましたように、しっかり見直しながら評価をするということだと思います。私たちも抜けがちなんですが、今、有識者のお話も出ましたが、その辺りは、事務局の方でしっかり回して議論をいただきたいと思っています。

畑中委員

開校、設置に当たっては、今の一条高校の行事文化であったり、校風と

というのが、もちろん継承される中で、中学校が設置されることになると
思います。教育長が先程触れられたように、すごく多感な時期の中学生
が、学校の中にすごく生き生きとして学んでいる一条高校生をたくさん
見るといことで、精神面というか心のケアというか、そういったところ
も気をつけて一条中学生というのを見守っていく必要があると思う
のです。色々な形で、やはり高校生の影響を受けるところが多いと思
いますので、そこもきっちり見守っていく必要があると思います。
それと、人気校ということで、やはり開校前、開校してからも注目もさ
れると思うのですが、先程冒頭に改めて言っていただきましたこの設置
の意義というのを、一条高等学校と教育委員会がしっかりと認識して、
意気込みを持って、子供たちや保護者の皆さん、また学校にもしつかり
と説明していくことも、ひとつ責任としてあると感じております。

教 育 長

ありがとうございます。

今、畑中委員がおっしゃったように、やはり保護者に、市民に選択肢を
一つ提供するというのは、非常に大きなことだろうと思っています。ど
こで学ぶかは、これは市民の皆様の権利として自由なのですが、大阪、
京都、近隣の私学で、中高一貫教育に魅力を感じて行っておられる
方々にもしつかりアピールをして、一条にもこんないい中学校ができ
る、また、公立の学校の強さをアピールできる広報をしつかりやってい
くことが非常に大事だと思います。中身をしっかりと発信し、保護者にも
子供にも分かりやすい、今日、議論している中身は非常に難しいです
から、子供たちには分かりづらいし、魅力がイメージできないと思
いますので、今後はそういうことも丁寧にやっていただきたいと思
います。

梅 田 委 員

私は、先程柳澤委員からご指摘いただいていました、市内の中学校のモ
デル校としての姿をどのように作って、普及していくのかという、その
点についての仕組みが、どのように出来ていくのかということが、一番
実現に繋がっていくものなのかなということを考えてみました。

もちろん、高等学校に向けては、その段階の生徒たちに向けて、探求力
ということが、今、全国的にも求められております。その中で、色々
特色のある教育内容を、一条高等学校においては行っていこうという、
その姿を今見せつつ、発信して下さっているという状況もあるわけ
です。そこに繋がっているための6年間という学び、何を通してどのよ
うに学ぶのかということは、非常に大きな中身があるのだろうと思
います。そこで、出口に受験がないからできることではないかというふう
に言われてしまえばそれは違う話で、中学校段階にモデルとして示して
もらった中身ということ、実際に市内の中学校においても進めていく核
を示していくことによって、どのような高等学校段階を過ごしてくれる
子どもたちにとっても、プラスに繋がっていく。そういうモデルになる
仕組みを、どのようにすればいいのかということも含めて、また懇話会

での議論も期待するところであります。そういうことを含めながら、実際に開校を迎える段階でも、それは姿として見えているという状況でスタートが切れるというところまで、ぜひ持って行ってもらいたいと思います。

教 育 長

そのところの、スタートの時点の準備というところを今おっしゃっているところで、カリキュラムも事務局としてはできているので、あと、そこをもっと細かく実際の現場に合うものに変えていくことの作業も含めて、広報する前には、しっかりと出来るようにしないとけないと思います。

都 築 委 員

今後の課題になっていくと思うのですが、併設型の中高一貫教育ということで、この6年間の学びを、奈良市のほかの中学校にどう生かすかということ、今いろいろお話がありました。

今度は、高校から入ってくる子どもたちもいるわけです。これから検討する子どもたちの、高等学校の課程の学科編成などはどうするのかということになってくると思うのですが、最後の6年間の学びが、高校から入ってきた、3年間一条高等学校で学ぶ子たち、生徒にとっても、うまく生かされるような学校づくりを、ぜひしていただきたいと思います。昨日、見学していて、科学探求コースの生徒だけではなく、やはり、新しい学びが取り入れられると、学校全体の雰囲気が変わるのだなと思いました。ほかの普通科、外国語科の生徒たちも、やはりその影響を受けて生き生きと学んでいる姿が見られました。ですので、この6年間の一貫して学ぶ生徒たちと、それから高校から入ってくる生徒たち、この共に学ぶというものを、今後しっかりと考えて、学校の在り方を検討していただければと思います。

教 育 長

それぞれ考えなり、開校に当たってのご示唆というか課題も含めて聞かせていただきました。これまで、一条高等学校の特色、教育も含めて、ずっと長い間の議論を重ねていただけてきたところですが、(仮称)一条高等学校附属中学校を設置することについては、期待もし、これをぜひ実現して、奈良市の一つの学びの大きなモデルとしてやっていただきたいというご意見だったと思います。

そこで、ほかに意見がないということでございましたら、ここでお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教 育 委 員

結構です。

教 育 長

それでは、議案第15号「(仮称)奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、報道機関の皆様、ありがとうございました。

続きまして、議案第16号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

この度の改正は、学校給食費を還付する際の取扱金融機関にゆうちょ銀行を加えるものでございます。保護者の利便性が少しでも上がるものと考え、これに対応するため様式を変更するものです。

それでは、2ページをご覧ください。

左が以前から使用している還付決定通知書でございます。改正案と見比べていただきますと、下段の還付金振込先欄にゆうちょ銀行を追加いたしました。

次に、令和2年4月1日施行の民法改正に伴い、様式中の遅延損害金の文言を改めるものでございます。3ページ、4ページをご覧ください。

左が以前から使用しております、奈良市学校給食費督促状並びに奈良市学校給食費催告書でございます。現行では「年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります」となっております。改正案につきましては、今後の変動にも耐え得ることを考え、「民法の規定に基づく遅延損害金を別途徴収する場合があります」と変更となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

2点ですね。ゆうちょ銀行も選択できるようになったということと、民法改正で遅延損害金の表記を改めるというものでございます。

特にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第16号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号「奈良市立図書館管理規則の一部改正について」中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

資料1 ページの例規等制定改廃調書の3の制定改廃の理由にありますように、平成30年1月12日に締結されました奈良市と木津川市との包括協定の連携・協力事項第4条に基づき、北部図書館の図書館貸出しサービスの利用に関する覚書により、北部図書館に限り、木津川市民が図書館貸出しサービスを受けることができるようになりました。

また、令和2年1月に図書館システムを新しくした際、利用者の利便性を考え、貸出し冊数を5冊から15冊に改めました。

資料の2 ページ、奈良市立図書館管理規則、新旧対照表で、第9条につきましては、第4号を第5号とし、第3号の次に「木津川市に住所を有する者（ただし、北部図書館に限る。）」を加えます。続いて、第10条、図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前条（第4号を除く。）とありますが、第5号に改めます。これまで奈良市立図書館管理規則を改定せず、第9条第4号、その他特に館長が認めた者という条項により運用しておりましたが、今回正式に規則の改定を致すところです。

続きまして、第11条中、「5冊」を「15冊」に改めます。令和2年1月に図書館システムを新しくした際に、利用者の利便性を考え15冊に改めました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

一つは、平成30年に既に奈良市と木津川市の包括協定によって、木津川市民の方にもお貸しできるというところの改正をこの機会にやるといふことと、あとは貸し出しを5冊から15冊とすることで、市民の方の利便性を高めるための中身を変えるということでございます。

ご質問、ご意見等、よろしく申し上げます。

柳 澤 委 員

冊数を増やすということについては、入館者からのニーズが高いというご判断なのですか。それとも、ほかに理由があるのでしょうか。

中央図書館長

近隣の市町村の図書館の現状を考えますと、5冊はやはり少ない冊数ですので、15冊とさせていただいております。

柳 澤 委 員

関連してですが、そうすると、2週間という期間を延ばす必要はないのでしょうか。3週間は長過ぎると思うのですが、こちらの方は変えなくていいというご判断ですか。

中央図書館長

今現在のところは、2週間というところで運営していきたいと考えております。

柳 澤 委 員

はい、状況は分かりました。

教 育 長	その近隣に冊数を合わせたことも、今、柳澤委員がご質問の期間についても、近隣のところも大体2週間ですか。
中央図書館長	はい、2週間が多いです。
教 育 長	ほかに、ご質問はございませんか。
都 築 委 員	15冊になったことで、特に不都合は生じていませんか。
中央図書館長	特に不都合ということは起こっておりません。
都 築 委 員	多分、人気の書物などを借りたいということに集中すると思うのですが、その辺のバランスの取り方ですとか、様子を見ながらこういう書物を増やしていくとか、そういう中身の検討等はどのようになさっているのでしょうか。
中央図書館長	資料購入費等に限りはございますが、市民のニーズに応えられるように選書を行い、資料を購入していきたいと考えております。
教 育 長	今ご質問があるように、待っていただいているという状況はあるのですか。
中央図書館長	人気の本につきましては、10人、20人待ちということになりますと、半年、1年待ちになることもございます。
都 築 委 員	かといって、そのとき人気のものだけを多く買ってしまうというのも、あまりよくないことですし、難しいところですね。
梅 田 委 員	改正については結構だと思いますが、今の現状の中で、図書館においてのコロナ対応ということについては、随分ご苦労もいただいているところも、おありなのではないかと思いますが、どのような状況でしょうか。
中央図書館長	ほかの公共施設と同じように、手指にも消毒液をかけていただいていることと、換気はもちろんのことです。それ以外には、閲覧席につきましては、ほぼ半数にさせていただいて、減らした状態でソーシャルディスタンスを取れるように設置をしております。
梅 田 委 員	少し危惧する状況というのは広まってきているかというふうに思いますので、その状況を見ていただきながら適切な対応ということを、またお願いします。

教 育 長

よろしいでしょうか。

じゃ、ご意見がないようですので、議案第17号「奈良市立図書館管理規則の一部改正について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、協議に入ります。

今回の協議事項のテーマは6月定例委員会に続き「奈良市の目指す教育について」です。

協 議 事 項

協議事項「奈良市の目指す教育について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

そ の 他 報 告 事 項

教 育 長

その他報告事項に入ります。

まず、その他報告事項(1)「『学校再開後の生活調べ』及び再開後の状況について」教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課長

新型コロナウイルス感染症に関わる長期休業等の中、心のケアとして子供たちの心的ストレスを把握し、適切に各校で対応できるよう、年度が始まる4月6日、7日にアンケート調査を実施いたしました。また続いて、個別の状況をさらに詳細に調べ、心的状況変化を捉えられるよう、5月下旬と学校再開後のいろいろな現象、学校生活に慣れてくる2か月後の6月下旬をセットにして調査を行いました。今回、個別の心的変容におけるアンケート調査として、5月下旬及び6月下旬の調査結果の概要を報告させていただきます。

なお、アンケートの対象は、小学校2年生から中学校3年生です。

まず、心の不安に関わる項目では、不安を感じたことはあるかという設問に対して、当てはまると回答した割合は、小学校で4月の調査結果では17.5%だったものが、5月下旬に17%、さらに学校再開後2か月たった6月下旬には10%となっております。同じく中学生は、4月に19.7%だったものが5月下旬に24%、6月下旬には12%となっております。このことから、学校再開後には不安を感じている割合が、およそ半分となっていることが分かります。朝ごはんや昼ごはんなど食事を取っていることや、やる気などの項目においても割合が増加し

ていることから、今後の見通しが見えにくかったという休業中の不安から、学校が再開され、日常の生活が戻ったことから、不安の軽減につながったことではないかと考えております。

次に、分析シートをご覧ください。資料の裏でございます。

こちらのほうは、各学校で分析できるようにということで、表のほうを配っておるものでございます。例といたしまして、5月下旬に取りました「休み中の生活調べ」と、6月下旬に取りました「学校再開後の生活調べ」を、個人にひもづけて比較できるようになっております。また、5月と6月の調査を比較することで、心的状況の変化を読み取ることができるようになっております。今見ていただいております資料1のAさんは、1回目と2回目、5月と6月を比較すると、5月中は色がついておりますが、6月、学校再開後のところには色が消えているということで、一定安定しているというところが読み取れるようになっております。特に心的状況の変化につきましては、子供たちも様々な環境もございますことから、各学校で一人一人聞き取りを行い、学校の対応につなげているところでございます。

続きまして、2枚目のBさんにつきましては、逆に1回目と2回目の比較をしたところ、1か月過ぎた中で、特に総合点で色がつくような形で、特に注意が必要だというところが表示されております。この子につきましては、再開した中で、色々な不安が再度出てきた可能性があるということで、同様に担任を中心に聞き取りを行うなど対応をしているところでございます。

各学校の休業段階の資料や引継ぎ事項などもございますので、教育相談内容、また独自のアンケート、さらには、いじめに係るアンケートなど、様々な視点から子供たちの様子を捉え、継続した支援を行えるように進めているところでございます。さらに、各校に配置しておりますスクールカウンセラーの専門職もおりますので、教員に対する指導方法のアドバイザー的なサポートも行っております。

なお、一条高校につきましては、高校生という発達段階であるということや、ネット環境等での学習支援を行われるべきことなど、アンケート調査を今回は実施しておりませんが、スクールカウンセラーは、市といたしまして同様に配置しており、教育相談の件数も、小・中学校に比べて多いことから追加発注ということで、教育センターとして、臨床心理士とも連携しながら対応しているところでございます。今後も各校の教育相談コーディネーターという人材が各校におりますので、そこを中心に個別の対応を本人と共有し、特に不適応での学校での不登校対応に努め、未然防止の対応を行っていきたいと考えております。

教 育 長

再開後の生活調べということについて、何かご質問等はございませんでしょうか。

梅田委員	<p>学校にとりましては、このような分析を提供してもらいながら、比較をするというその仕組みが、学校独自で作る必要はなくなるということは、非常に大きいものがあると思います。このような支援の仕方をしていただけたということは、このコロナの直後ということで、各学校が十分に活用してくれていることに繋がってれば良いなと思っています。今、最後のご説明にもありましたが、教育相談コーディネーターが、いかに学校の中で動いてくれているかということが、ここで検討した中身が子供に届いていくか、保護者に届いていくかということにも繋がっていくと思いますので、より一層のコーディネーターの方とのやり取りについても、密に取って指導していただければと思います。</p>
教育長	<p>分かりやすかったということと、コーディネーターの使い方というか、連携の仕方のご指摘があったので、よろしく願います。</p>
畑中委員	<p>今回は、コロナの感染症が止まらず、休業についての期間の生活調べということで、これはこれで良いと思いますが、今までに、夏季休業中とかに、こういう子どもたちの生活調べというような調査もされたことはあるのでしょうか。</p>
教育支援・相談課長	<p>市全体としてということではなく、各学校で、例えば毎学期、教育相談というものをしております。それをする事前調査として、各学校で教育相談アンケート等をやっております。また、いじめのアンケートもございますし、担任が独自に聞き取りをするといったことが、各学校でしていただいているところです。</p> <p>ただ、今回は、コロナという全国的なことでもあり、また、休みが長期化したということでしたので、市教委がさせていただいたところです。</p>
畑中委員	<p>今後、不測の事態に備えて、こういった形で休業というのがまたあるかも分からないので、そのときに向けて、子供のケアに役立てていくのは非常に大事だと思います。また、通常時の休業期間中の子どもの生活というのと比較してみて、どのような課題があるのかを見て、個別のケアに向けていくのも大事なところだと思います。</p>
教育長	<p>平時ではないところの比較ということで、また、そこはよろしく願います。</p>
教育長	<p>ご意見が他にないようですので、その他報告事項(1)「『学校再開後の生活調べ』及び再開後の状況について」は、承りおきます。</p> <p>次に、その他報告事項(2)「アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応について」、続いて説明願います。</p>

資料を添付させていただいておりますので、まずご覧ください。

アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応についてですが、児童生徒の心のケアにつきましては、先ほどご報告させていただきましたとおり、学校が再開される中、不安と感じている割合は減少しており、分散登校などの措置によりスロースタートとなったことで、不登校傾向の児童生徒にとって登校しやすい状況になったと考えております。

また、ネットによるサポーターなどを活用している不登校傾向の児童生徒もいたことから、様々な形態による支援が引き続き必要であると考えられます。

また、資料にお示しさせていただいているグラフのとおり、本市における不登校児童生徒、年間累計欠席日数30日以上の子供生徒ですが、この推移は、平成30年度は377名、昨年度、令和元年度につきましては520名となっており、増加傾向にあります。このことから、潜在的な不登校傾向の児童生徒もいると考えられることや、例年、ゴールデンウィーク明けであったり、夏休み明けに休みがちになってしまうという傾向もあることから、アフターコロナにおける対応といたしまして、教育センターの適応指導教室、HOPの受入れ拡大を検討しております。例年、文部科学省による全国的な統計情報については、11月頃に報告されることがございますので、改めて全国の傾向、県の傾向と併せて、後日報告をさせていただく予定でございます。今回の報告内容として、HOPの拡大の必要性といたしまして、1点目は、先ほどお示しさせていただいたとおり、不登校児童生徒が増加傾向にあるということ。2点目といたしまして、不登校の原因につきましては、学習に対する不安、家庭環境の変化、人間関係など様々であり、複合的な場合も考えられるため、どうしても個別の対応が必要であるということ。また、保護者の心的負担ということもございますので、それを共有できる機会が必要ということ。3点目といたしまして、心的不安を受け止められる心の居場所づくり、それから、将来の社会的自立に向けた人間関係の構築ができる場所ということが考えられます。

このことから、児童生徒一人ひとりに合った学習機会や心の居場所づくり、社会的な自立に向けたソーシャルスキルとして、主体的に学ぶ機会として重点を置いた施設、HOPの拡大ということを想定しております。現状といたしまして、HOPの教室の受入れ枠の限度や、昨年度も入室待ちの児童、入室待ちの生徒がいたこと、また、新型コロナウイルス感染症対策として、3密の回避や民間利用施設の利用料の保護者負担の軽減を図る必要もあることから、別施設での運営を現在検討しております。候補地といたしましては、資料にありますとおり、児童生徒の自立登校が基本となることから、交通の利便性、社会性を構築する人間関係づくりとして地域との連携活動ができる場所、既存施設の有効活用などを考慮し、現在、(旧) 鼓阪北幼稚園園舎の活用を想定しております。合わせて、地域住民の交流施設としての活用や試行的な部分的な開

設、民間事業者との協力関係など、地元や関係団体との調整、協議を進めているところでございます。

教 育 長

ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。奈良市の不登校児童生徒の多様な学びを保障していく中で、現状より受け入れスペースを広める場所や運営の仕方も含めて、今後、協議をしていくということでございます。また、ご報告いたしますので、よろしくお願ひします。

この件につきましてご意見がないようですので、その他報告事項（２）「アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応について」は、承りお願ひします。

これで非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。傍聴人の方は、ご退出願ひします。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第２９条第２号の規定により非公開とする。

教育総務課長
保育総務課長

教育長報告（１）「令和２年度７月補正予算要求額について」教育総務課長、保育総務課長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。それでは、次回定例教育委員会の日程でございますが、８月の定例教育委員会は、８月１８日火曜日午前１０時よりの開催を予定しております。よろしくお願ひいたします。これをもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。